

# 申請ガイド ～はじめにお読みください～

給付金の対象になるかどうか確認します。

給付金は受給資格者及び扶養義務者（同居している 18 歳以上の直系血族及び兄弟姉妹）の**令和元年中**の収入が児童扶養手当の限度額内であることが要件となりますので、以下ステップごとに確認ください

## ステップ1（受給資格者・扶養義務者について）

受給資格者	チェック欄	扶養義務者 (同居している 18 歳以上の直系血族 及び兄弟姉妹)	チェック欄
①新型コロナウイルスの影響で収入が減少しましたか	<input type="checkbox"/>	②扶養義務者はいますか	<input type="checkbox"/>
		③新型コロナウイルスの影響で収入が減少しましたか	<input type="checkbox"/>

- ①②または①②③にチェックが入った方 **(A)**・・・ステップ2へ
- ②③にチェックが入った方 **(B)**・・・ステップ2へ
- ①のみチェックが入った方 **(C)**・・・ステップ2へ
- ②のみチェックが入った方 **(D)**・・・ステップ2へ
- いずれもチェックが入らなかった方 **(E)**・・・ステップ2へ

## ステップ2（受給資格者本人の収入要件確認）

受給資格者本人の**令和元年中**の収入が給付金の基準額内かどうかを確認します。

「簡易な収入額の申立書（申請者本人用）【公的年金給付等受給者】」と「記入上の注意①」をご用意のうえ、【要件】に該当するか確認ください。

★【要件】に該当しましたか

➤YES：扶養義務者なし（上記**(C) (E)**に該当する方）→給付金の対象となります。

扶養義務者あり（上記**(A) (B) (D)**に該当する方）→ステップ4へ

➤NO：ステップ3へ

## ステップ3（受給資格者本人の所得要件確認）

収入ではなく所得で計算したときに限度額内にはいるかどうか確認します。

「簡易な所得額の申立書【公的年金給付等受給者】」と「記入上の注意②」をご用意のうえ、【所得要件】に該当するか確認ください。

★【所得要件】に該当しましたか

➤YES： 扶養義務者なし（上記(C) (E)に該当する方）→給付金の対象となります。

扶養義務者あり（上記(A) (B) (D)に該当する方）→ステップ4へ

➤NO： 公的年金給付等受給者向けの給付金は対象外になります。ただし本書申請ガイドで対象外の方でも、新型コロナウイルスによる家計急変を事由とした給付金の対象となる場合がございます。本市より8月以降追ってご案内いたしますので暫くお待ちください。

#### ステップ4（扶養義務者の収入要件確認）

扶養義務者（同居している18歳以上の直系血族及び兄弟姉妹）も限度額内かどうか確認します。

「簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）【公的年金給付等受給者】」をご用意いただき、ステップ2と同様に【要件】に該当するか確認ください。

※扶養義務者は受給者と収入限度額が異なります

★【要件】に該当しましたか

➤YES： 上記(A) (B) (D)に該当する方→給付金の対象となります。

➤NO： ステップ5へ

#### ステップ5（扶養義務者の所得要件確認）

収入ではなく所得で計算したときに限度額内にはいるかどうか確認します。

「簡易な所得額の申立書【公的年金給付等受給者】」と「記入上の注意②」をご用意のうえ、【所得要件】に該当するか確認ください。

★【所得要件】に該当しましたか

➤YES： 上記(A) (B) (D)に該当する方→給付金の対象となります。

➤NO： 公的年金給付等受給者向けの給付金は対象外になります。ただし本書申請ガイドで対象外の方でも、新型コロナウイルスによる家計急変を事由とした給付金の対象となる場合がございます。本市より8月以降追ってご案内いたしますので暫くお待ちください。

## 給付金の対象となる方へ

書類を提出する前に、

表紙「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」の支給についてのお知らせの「3. 申請に必要な書類」①～⑥が揃っているか確認ください。

申請の状況により追加で書類を求める場合がございます。その際にご対応よろしくお願ひします。